



2022年5月9日

一般社団法人 Spring

代表理事 佐藤 由紀子

東京都千代田区平河町一丁目6番15号USビル8階

E-mail: lobbying@spring-voice.org

(仮称)性行為映像作品出演被害の防止等に関する法律 における要望書 ～ ヴィクティム・ファーストの視点より ～

私たちは、性暴力被害者が生きやすい社会の実現を目指して、性被害の実態に即した刑法性犯罪改正に取り組んでいる団体です。

これまで性暴力・性犯罪の被害者が、正当に被害者と認められ、適切な支援を受けられる社会の実現のために様々な活動を行ってまいりました。

これまで、性的な姿態を撮影した映像、いわゆるアダルトビデオ(以下 AV)の撮影現場においても、多くの性暴力被害の実態が明らかになってきました。

事前に説明されていない内容、契約に取り決めのない内容、人としての尊厳を奪われる内容等、心身共に過酷な撮影内容が不同意のまま強要され、映像記録として長期にわたり流布され、出演被害者の心身の健康や私生活に甚大な悪影響を与えてきた深刻な実態から、被害者の保護と支援の一日も早い体制整備が求められていました。

そしてこの度、AV出演における契約に様々な特約を設けることによって、被害の防止を図ることを目的とした日本で初めての AV 出演被害防止法案((仮称)性行為映像作品出演被害防止等に関する法律案)が制定に向かう途上にあることに期待を寄せます。

一方、真に被害者中心主義(ヴィクティム・ファースト)が実現されるためには、解決されるべき課題も多く、以下の項目の検討を求めます。

1. 不同意性交は性暴力であり性犯罪であるという基本理念に基づいた法整備の実現
2. 暴行、脅迫、威力、威迫、不意打ち、欺罔、偽計、驚愕、監禁、洗脳、畏怖、恐怖、驚愕、薬物使用など、刑法 177 条、178 条の構成要素となる不法な不同意性交等の演出、人の尊厳を損なう演出をさせない出演契約の適切な確保
3. 出演への拒否、拒絶が困難とならない、出演者への相談・支援体制の充実
4. 優越的な地位を利用した出演強制行為の禁止
5. 出演による被害が生じた際の、迅速かつ適切な支援体制の構築